

監事監査報告書

令和5年5月16日

学校法人 西日本工業学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人西日本工業学園

監事

松木 摩耶子

監事

野 寄 伸 一

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人西日本工業学園寄附行為第15条の規定に基づき、学校法人西日本工業学園の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）における学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行状況について監査を行いましたので、以下の通り報告いたします。

記

1. 監査の方法の概要

私たち監事は、理事会に出席し、理事、法人・大学事務局長等から業務の執行状況を聴取するとともに関係書類を閲覧し、業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査いたしました。また、会計監査人から監査状況の報告を受け、計算書類等について検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人の業務に対する決定及び執行並びに理事の業務執行は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 計算書類等（財産目録、貸借対照表および収支計算書等）は、学校法人の財産の状況及び経営の状況を正しく示しているものと認めます。

以上